

# 「保育所等における医療的ケア児受入れ推進 ガイドライン」を策定しました

令和3年9月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体は医療的ケア児（※）及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を、また、保育所等は在園する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有すると、それぞれ明記されました。

そこで、法の基本理念を踏まえ、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用を推進していくために、医療関係者や保育・教育施設関係者等から意見を伺いながら、ガイドラインを策定しました。

このガイドラインに基づき、保護者、保育所等、医療機関及び横浜市の関係機関が共通認識のもとで、保育所等への入所を円滑に行い、医療的ケア児の受入れ推進につなげていきます。

※ 医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のことです。

## 1 概要

- 第1章 基本的事項 : ガイドラインの目的と保育所等で行う医療的ケアについて
- 第2章 入所までの流れ : 保育所等の利用相談から利用開始までの流れについて
- 第3章 保育所等の生活 : 集団生活での配慮や留意点、安全管理について
- 第4章 関係機関との連携 : 医療機関や横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター等との連携について
- 第5章 継続的な支援 : 受入れ後の支援や人材育成について

## 2 ガイドラインの閲覧方法

ガイドラインのデータは下記ウェブサイトにてご覧いただけます。

⇒ こども青少年局保育・教育支援課ホームページ

「保育所等における医療的ケア児の受入れ推進について」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/ikeahoiku.html>

### お問合せ先

こども青少年局保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長 野澤 裕美 Tel 045-671-2706